

古くなった老朽建築物の 除却費用

最大 **50** 万円
助成します！

老朽建築物除却助成事業について

老朽建築物の建替えを誘導するとともに市街地の不燃化及び耐震化の促進を図り、防災上安全なまちづくりを推進することを目的に、一定の条件を満たした場合に除却費用の一部を助成する事業です。



手続きの流れ



- ※1: 助成要件の確認等のため事前相談をしてください。
- ※2: 申請の締め切りは1月末日です。
- ※3: 交付決定前に除却工事の契約をすると助成対象となりません。
- ※4: 除却後の固定資産税・都市計画税の取り扱いについては、都税事務所へお問い合わせください。
- ※5: 申請当初の見積り金額から変更があった場合は、変更申請が必要です。
- ※6: 完了報告の締め切りは2月末日です。

1 助成対象区域

■ 江東区全域

窓口：安全都市づくり課 安全都市づくり係 (03)3647-9764(直通)

※ただし、不燃化特区(北砂三丁目の一部・四丁目・五丁目の一部)は、不燃化特区推進事業をご利用ください。
窓口(不燃化特区の場合)：安全都市づくり課 不燃化推進係 (03)3647-9491(直通)

2 助成対象者

■ **対象建築物の所有者**(個人に限る。共有者がいる場合は代表者。住民税を完納していること。)

3 助成対象建築物

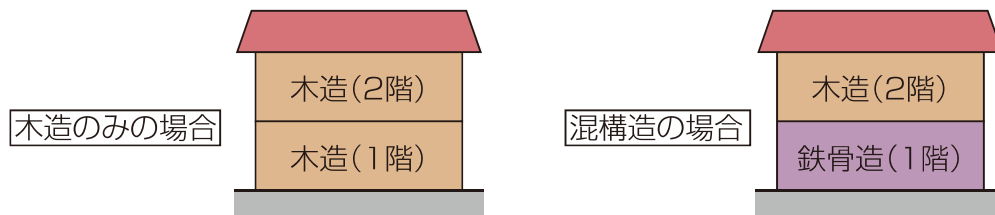
(1)【昭和45年以前に着工の場合】次の要件をすべて満たす建築物

- ・専用住宅、併用住宅、共同住宅または長屋であること。
- ・構造が木造または木造と鉄骨造による混構造であること。

(2)【昭和46～56年5月末に着工の場合】次の要件をすべて満たす建築物

- ・専用住宅、併用住宅、共同住宅または長屋であること。
- ・構造が木造かつ、階数が平家または2階建てであること。
- ・木造住宅耐震診断の結果、地震に対する安全性が低いと判定されていること。

■ 構造のイメージ図



4 助成金額

助成割合	助成限度額
除却工事に要する費用の1/2以内	50万円

■ **助成対象となる費用**は、建物解体費、基礎解体費、廃材処分費、廃材運搬費、諸経費です。

※敷地内にある付属建築物(物置・ブロック塀等)の解体費用を含みます。

■ 次に掲げるものは、助成対象外です。

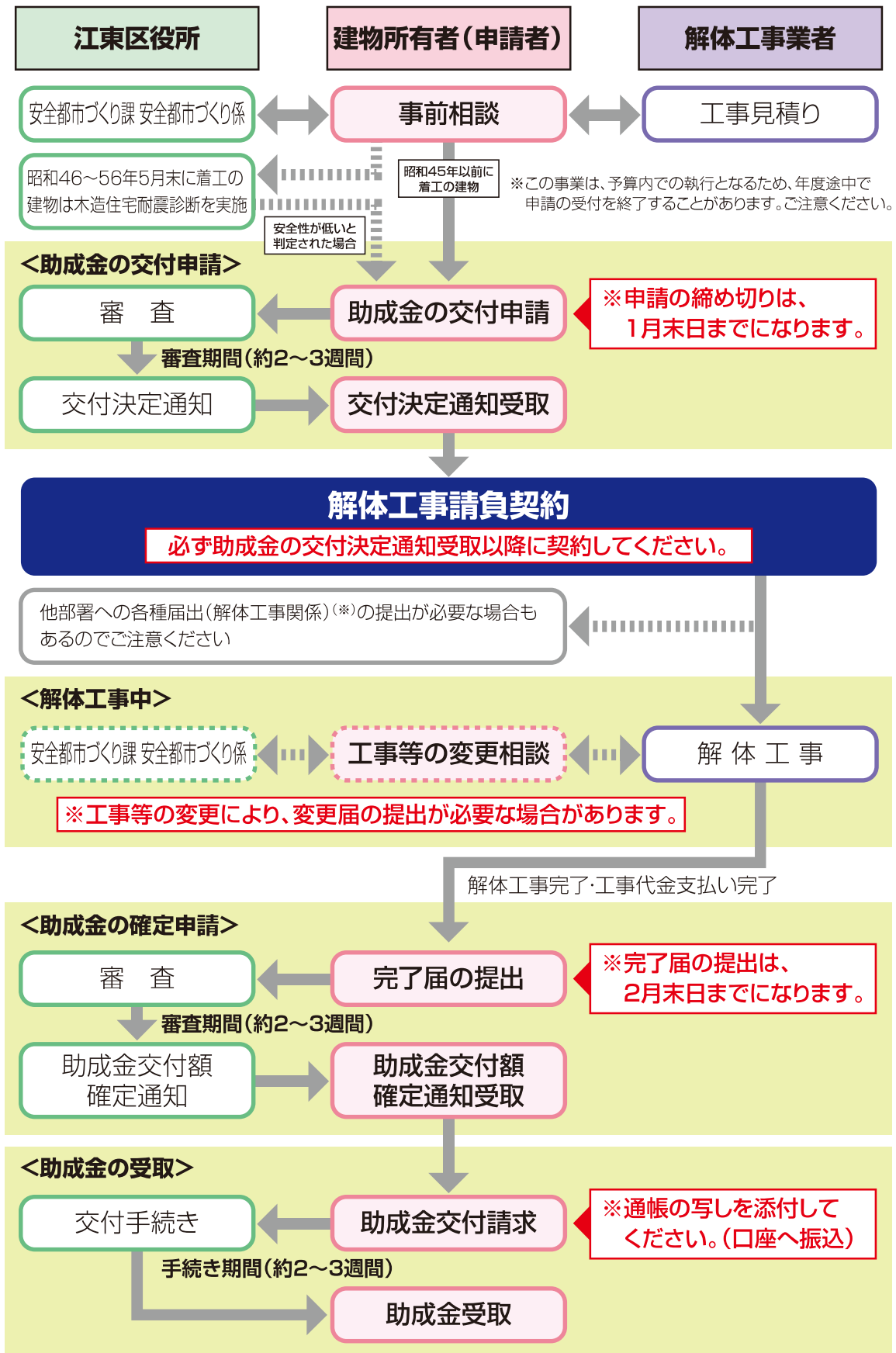
- ・地中障害物撤去費(処分費・運搬費含む)、室内残置物撤去費(処分費・運搬費含む)
- ・その他、建築物の除却工事に要する費用ではないもの。

5 関係事業への協力

■ 除却完了後に建替え等を行う際には、下記事業への協力をお願いします。

- ・細街路拡幅整備事業(該当する場合) 窓口：安全都市づくり課 不燃化推進係

6 助成手続きの流れ



(※)他部署への各種届出(解体工事関係)

- 解体工事事前周知報告書(80㎡以上の建物) 提出先:建築調整課 建築紛争係
- 建設リサイクル届(80㎡以上の建物) 提出先:建築課 建築係
- 特定建設作業、アスベスト等についての届出 提出先:環境保全課 指導係
- その他必要な手続き等は申請者側で確認の上行ってください。

TEL:(03)3647-9767

TEL:(03)3647-9743

TEL:(03)3647-6147

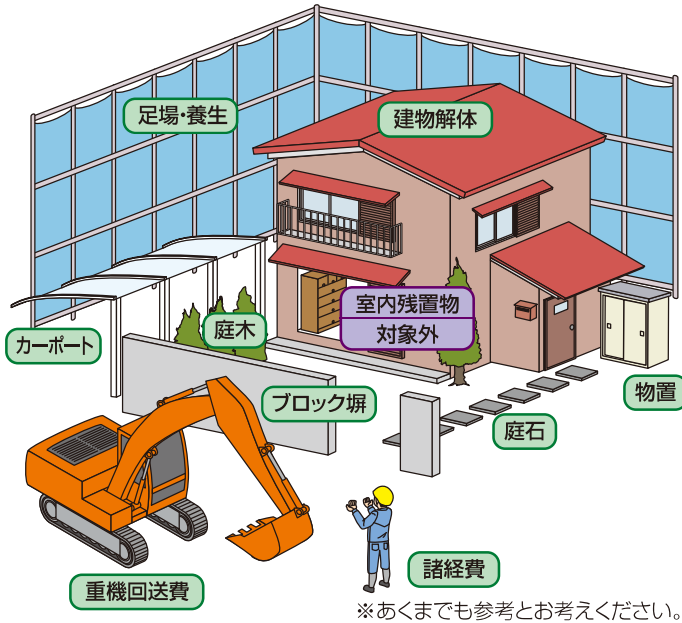
7 助成を受けるために必要な書類

除却助成金を受けるためには以下の書類が必要です。(すべて1部提出)
別添資料「提出書類についての注意事項」と「記入例」も併せてご覧ください。

手続きの時期	提出書類
申請時	<ul style="list-style-type: none"> ① 老朽建築物除却助成金交付申請書(申請者が記入) ② 耐震診断問診結果報告書(申請者が記入) (昭和46年～56年5月末に着工の場合、代わりに「木造住宅耐震診断」の結果報告書)(「9. よくある質問⑥」参照) ③ 除却工事見積書 ④ 除却建築物の全部事項証明書(建物) (未登記等の場合は「9.よくある質問①・②・③」参照) ⑤ 除却建築物の全部事項証明書(土地) ⑥ 申請者の住民税納税証明書または非課税証明書 ⑦ 土地所有者の承諾書(借地の場合、共有者がいる場合) ⑧ 建物所有者の同意書(共有者がいる場合) ⑨ 委任状(手続きを申請者以外の方が代理で行う場合) ⑩ その他、区長が必要と認める書類 (住民票、戸籍等の提出が必要となる場合有り) ※④～⑥:「9. よくある質問⑧」参照
変更時	<p>※老朽建築物除却助成金交付決定通知書を受け取った後に、工事等の内容が変更になった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 老朽建築物除却助成金交付決定内容変更申請書(申請者が記入) ② 変更内容がわかるもの(変更後見積書、契約書等)
完了時	<ul style="list-style-type: none"> ① 老朽建築物除却工事完了届(申請者が記入) ② 契約書の写し ③ 契約の内訳書(見積書でも可、契約書に内訳が明記されている場合は不要) ④ 領収書の写し ⑤ 解体着工前の写真 ⑥ 解体後の写真 ⑦ アンケート <p>※①⑦:助成金交付決定通知書とともに送付します。</p>
助成金の受取り	<ul style="list-style-type: none"> ① 老朽建築物除却助成金請求書兼口座振替依頼書(申請者が記入、押印) ※助成金交付額確定通知書とともに送付します。 ② 申請者名義の通帳の写し (支店名・口座番号・名義人のフリガナが掲載されているページ)

- ※原則として申請者が、申請から助成金の受取まで行ってください。
- ※申請から助成金の受取までを同一年度内に行う必要があります。
- ※書類の提出後、訂正・追加提出等をお願いする場合があります。

8 代表的な見積り内訳例(木造2階建て)



※あくまでも参考とお考えください。

※代表的な助成対象外の項目例

■ 地中障害物撤去費(運搬費・処分費含む)

- 現地調査の時には、地面の下に埋まっている物は不明なため見積書には除外項目としてあげられる事が一般的です。
- 代表的なものとしては以前建っていた建物の基礎やその廃材が埋まっていることがあります。

■ 室内残置物撤去費(運搬費・処分費含む)

- 室内に残っている不用品(室内残置物)は対象外です。
- 外部の敷地内にある不用品も同様ですのでご注意ください。

■ 新築工事費

- 新築工事費は対象外です。建替えの場合はご注意ください。
- 原則、解体工事分だけの契約としてください。解体工事と新築工事を一体で契約する場合は、助成対象外となる場合があります。新築工事契約の前にご相談ください。

9 よくある質問

登記・所有権	質問①	未登記の建物についても申請可能か?
	回答	他に所有者、建築した年を確認できる書類(※1)があれば、申請可能な場合があります。詳しくはお問い合わせください。 (※1) 例:建物の固定資産税納税通知書、固定資産課税台帳(名寄帳)等
	質問②	全部事項証明書(建物)等に記載の所有者が亡くなっている場合は申請可能か?
	回答	遺産分割協議書(※2)にて相続者が確認できれば、申請可能な場合があります。遺産分割協議書が無くても、法定相続人全員分(※3)の同意書があれば申請可能な場合があります。詳しくはお問い合わせください。 (※2) 相続手続きの専門家が作成に関与していることが確認できるもの (※3) 法定相続人を確認できる公的書類(戸籍等)の提出が必要
	質問③	売買で所有者が移転したが、所有権移転登記をしていない場合、どうすればよいか?
回答	原則、所有権移転登記が必要ですが、全部事項証明書(土地・建物)と併せて売買関係書類を提出することで申請可能な場合があります。詳しくはお問い合わせください。	
質問④	建物所有者以外の者は申請者になれるか?	
回答	解体する建物所有者(個人に限る)以外の方は、申請者として認められません。建物を共有している場合は代表者1名が申請者となり、その他の共有者全員の同意書が必要になります。複数名(連名)での申請はできません。詳しくはお問い合わせください。	
質問⑤	申請者以外の者が解体工事契約、助成金請求できるか?	
回答	見積者、契約者、支払者、助成金請求者は全て申請者(代表者)と同一である必要があります。よって、申請者以外の方による契約、助成金請求は認められません。複数名(連名)での契約等も原則認められませんが、契約者全員が建物所有者である場合はご相談ください。	

9 よくある質問

建築時期	質問⑥	昭和46年以降に建築した建物は申請可能か？
	回答	昭和46年～昭和56年5月末に着工の建物の場合は、耐震診断を実施後に申請可能な場合があります。 木造住宅耐震診断を事前に実施(無料、別途申請が必要)し、その報告書(表紙のみ可、コピー可)を申請時の提出書類「②耐震診断問診結果報告書」の代わりに添付してください。 なお耐震診断については報告書が手元に届くまで1か月程度の期間を要し、また耐震診断の申請受付は例年12月末で締め切っていますので、申請時期にご注意ください。 昭和56年6月以降に着工の建物の場合は、申請できません。 詳しくはお問い合わせください。
提出書類	質問⑦	全部事項証明書(建物)で建築年数の確認ができない場合は、どうすればよいか？
	回答	別途、建築年数が確認できる書類(建物の固定資産税納税通知書等)を提出してください。 詳しくはお問い合わせください。
提出書類	質問⑧	公的書類(土地・建物全部事項証明書、住民税納税証明書・非課税証明書、住民票、固定資産税納税通知書等)は原本で提出する必要があるか？どの時点のものを提出すればよいか？
	回答	いずれの書類もコピーでも提出可です。(ただしコピーの場合、宣誓書の提出が必要) 全部事項証明書(土地・建物)、住民票 →申請日の3か月以内に取得したものを提出してください。 全部事項証明書は法務局で取得したものに限り、WEB閲覧できる登記情報提供サービスで取得した書類は受付できません。 住民税納税証明書・非課税証明書 →4～6月に申請の場合は前々年度分、7月以降に申請の場合は前年度分を提出してください。 納税証明書は、完納確認ができる「未納額¥0」等の記載が有るものがが必要です。 最新年度分を取得してしまうと、未納額として金額が記載されている場合があります。 詳細についてはお住まいの自治体にご確認ください。 固定資産税納税通知書 →最新年度分を提出してください。納付者と建物情報が記載された頁を提出してください。

**全部事項証明書
(土地・建物)について**

法務局墨田出張所(登記所)

墨田区菊川一丁目17番13号 TEL:(03)3631-1408

**納税証明書・非課税証明書、
住民票について**

区民課 証明係

江東区役所本庁舎 2階 TEL:(03)3647-3164
(江東区に居住している場合。各出張所でも取得可。)

**固定資産税
(土地・建物)について**

江東都税事務所

江東区大島三丁目1番3号 TEL:(03)3637-7121

お問い合わせ先 **江東区 都市整備部 安全都市づくり課 安全都市づくり係**

〒135-8383 東京都江東区東陽四丁目11番28号
TEL:(03)3647-9764 FAX:(03)3647-9009
E-mail: antoshi@city.koto.lg.jp



スポーツと人情が熱いまち
江東区

〈令和5年(2023年)4月〉

「提出書類についての注意事項」江東区老朽建築物除却助成事業

提出時期	番号	書類	注意事項
申請時	1	各様式共通	<ul style="list-style-type: none"> 「氏名」の記載方法…「<u>自署(または記名押印)</u>」(※1)としてください。 ※1: 押印しない場合、申請者による自署(署名)が必要です。押印する場合は、代筆や印字(電子文字)でも可です。
	2	交付申請書 (第1号様式) <u>(別紙記入例参照)</u>	<ul style="list-style-type: none"> 「申請者住所、氏名」 申請者の現在の住所と氏名を記載してください。全部事項証明書(建物)等に記載の所有者の住所・氏名と一致していない場合は、別途、現在の住所氏名と旧住所氏名の両方が確認できる書類(住民票、戸籍附票等)を提出していただくことがあります。 なお複数名(連名)での申請はできません。 「建築物所在地」…住居表示を記載してください。(地番ではないのでご注意ください) 「建築物名称」…例: 戸建住宅の場合「〇〇邸or〇〇宅」、共同住宅の場合「〇〇荘」、アパート名等 「延べ面積」…現況の延べ面積を記載してください。(登記上の面積は現況面積と異なるケースが多いのでご注意ください)
	3	耐震診断問診結果報告書 <u>(別紙記入例参照)</u>	<ul style="list-style-type: none"> 昭和45年以前に着工の場合に提出が必要です。別紙「誰でもできるわが家の耐震診断」を参照の上、申請者にて記入してください。 昭和46～56年5月に着工の場合は不要ですが、代わりに木造住宅一次診断結果報告書(表紙のみ、コピー可)の提出が必要です。 <i>詳細は別紙「老朽建築物除却助成事業・木造住宅耐震診断の手続きの流れ」参照</i>
	4	解体工事見積書	<ul style="list-style-type: none"> 見積書作成にあたっては、以下の点をご確認ください。 ①費用の内訳が分かる ②有効期限が切れていない ③宛名が申請者の氏名である ④解体場所(住所または地番)の記載がある ⑤正しい計算値である ⑥数量、単価が小数となる場合は小数点以下まで正しく表記 対象外の工事費が内訳に含まれている場合、その分は助成対象金額から除外されますのでご了承ください。
	5	全部事項証明書 (土地・建物)	<ul style="list-style-type: none"> 申請日より前の3ヵ月以内に取得したものに限ります。 法務局(出張所)で取得したものに限ります。WEB閲覧の登記情報提供サービスで取得した書類は受付できません。 コピーでも可です。ただしコピーの場合は、宣誓書の提出が併せて必要です。 建物が未登記の場合は、「家屋の固定資産税納税通知書・課税明細書」、または「名寄帳(固定資産税課税台帳)」を提出してください。 建物の所有者が亡くなっている場合は、「亡くなった所有者の生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本」が必要です。ただし、「遺産分割協議書」(公正証書、または弁護士・司法書士等の相続手続きの専門家が作成に関与したことが確認できるもの【※】)があれば、戸籍謄本の提出は省略できます。相続人が複数いる場合、申請者以外の相続人の「建物所有者の同意書」を提出してください。 【※例: 専門家印がある、当該遺産分割協議書作成についての書類(契約書、請求書、領収書等)】
	6	住民税納税証明書 又は非課税証明書	<ul style="list-style-type: none"> 4～6月に申請の場合は前々年度分、7月以降に申請の場合は前年度分を提出してください。 完納確認ができる「未納額¥0」等の記載が有るものが必要です。 最新年度分の場合、住民税が納付途中であり完納していることを確認できないため、受付できません。 コピーでも可です。ただしコピーの場合は、宣誓書の提出が併せて必要です。 <i>詳細は別紙「住民税納税証明書または住民税非課税証明書について」参照</i>
	7	土地所有者の承諾書 建物所有者の同意書 <u>(別紙記入例参照)</u>	<ul style="list-style-type: none"> 土地、建物の共有者がいる場合、または借地の場合に提出してください。
	8	委任状 <u>(別紙記入例参照)</u>	<ul style="list-style-type: none"> 申請者以外の方が書類を提出する場合に提出してください。契約および支払行為については、申請者(委任者)名で行う必要があります。 委任者の記名押印又は自署が必要です。受任者の押印は不要です。

裏面に続きます

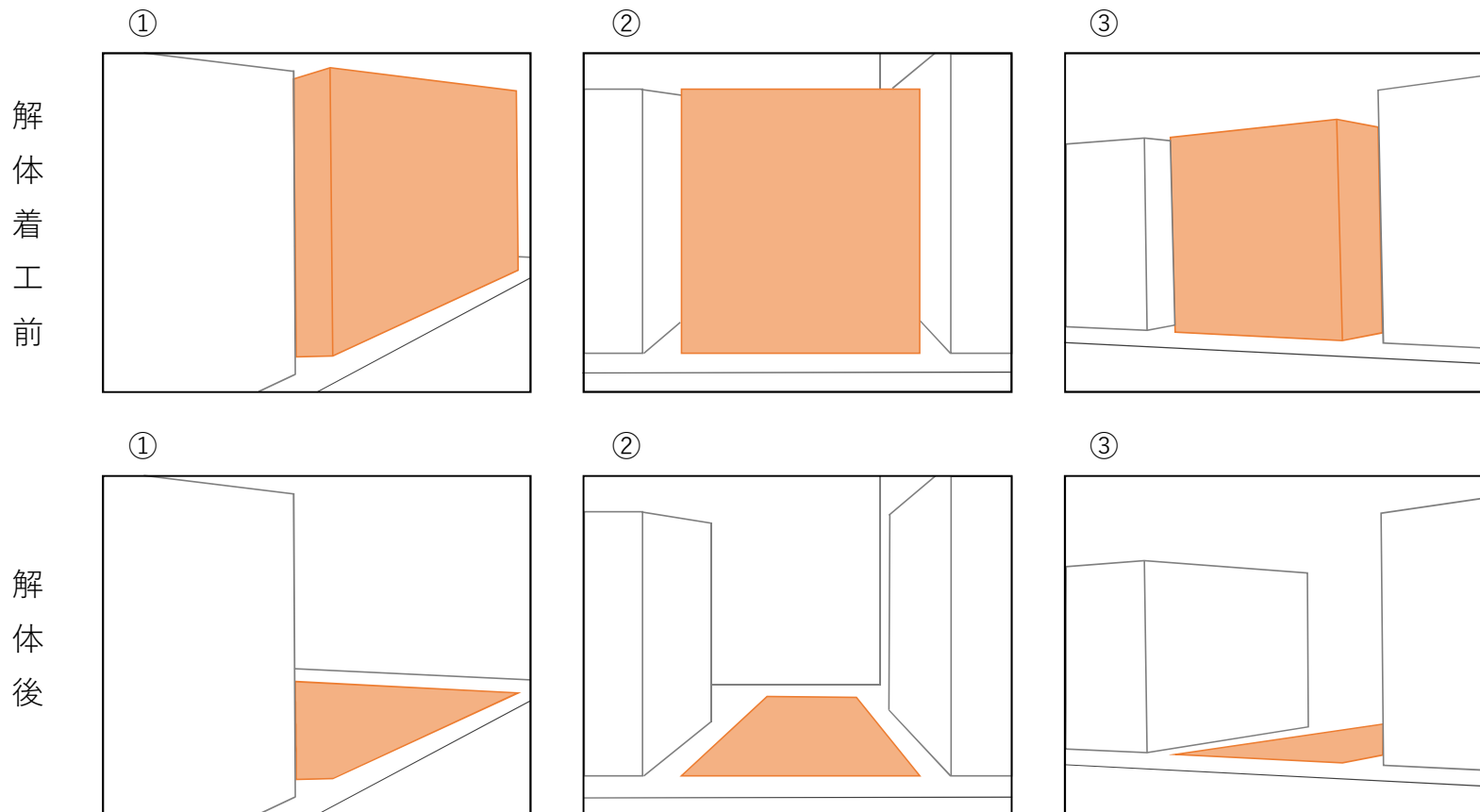
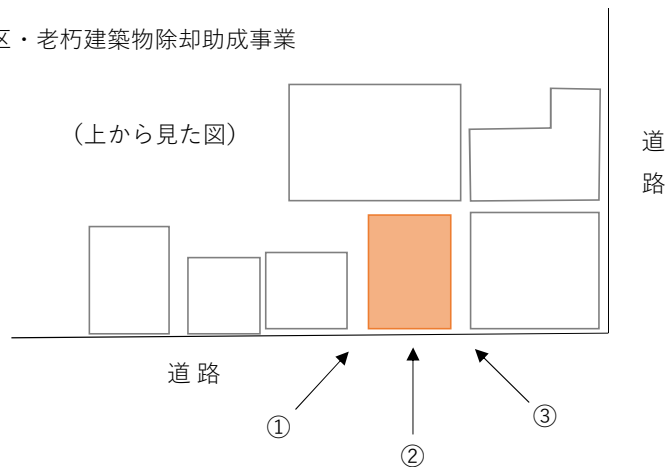
提出時期	番号	書類	注意事項
変更時	9	変更申請書 (第4号様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・変更内容、変更理由を記入してください。 ・申請書に押印している場合は、同じ印鑑を使用してください。
	10	変更内容が分かる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・工事金額の変更がある時は、変更後の契約書と内訳を提出してください。(契約前の場合は見積書) ・住所の変更がある時は、住民票を提出してください。
完了時	11	工事完了届 (第7号様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請後、区から交付決定通知を郵送する際に同封します。 ・申請書に押印している場合は、同じ印鑑を使用してください。
	12	契約書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書作成にあたっては、以下の点をご確認ください。 ①収入印紙を貼付(※2) ②契約日が交付決定通知日以降 ③請負代金額に相違がない ④申請者と請負者の氏名,住所,押印 (※2)がある ⑤複数名(連名)による契約は原則不可 ・注文書,注文請書の場合はその両方を提出してください。 (※2:電子契約の場合はご相談ください)
	13	契約の内訳書	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書に内訳が明記されている場合は不要です。 ・金額等の内容に変更がなければ、見積書の内訳でも可です。
	14	領収書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書の作成にあたっては、以下の点をご確認ください。 ①収入印紙を貼付 ②宛名が申請者の氏名(連名は原則不可) ③解体工事代金として支払いをしたことがわかるもの
	15	解体着工前の写真 解体後の写真	<ul style="list-style-type: none"> ・3方向以上(解体着工前も解体後なるべく同じ位置)から隣地建物や敷地が写るように全景を撮影してください。 ・解体後の写真は、作業が全て完了し、残置物、重機、作業員等が写っていないものを提出してください。 (地盤面より上部の建物が全て撤去されたことが確認できるもの) <i>詳細は別紙「写真の撮影について」参照</i>
	16	アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・任意提出です。申請後、区から交付決定通知を郵送する際に同封します。
受助成時金	17	請求書兼口座振替依頼書 (第9号様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・完了届出後、区から助成金交付額確定通知を郵送する際に同封します。 ・請求者は必ず申請者としてください(連名は不可)。振込先は、申請者本人名義の口座に限ります。 ・申請書の押印の有無に関わらず、必ず押印(認印可)してください。 ・申請書等に押印をしている場合は、同じ印鑑を使用してください。
	18	通帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名,金融機関名,支店名(支店コード),預金種別,口座番号の掲載されているページのコピーを提出してください。 ・窓口にて通帳を直接確認できる場合は、提出不要です。

写真の撮影について（イメージ図）

江東区・老朽建築物除却助成事業

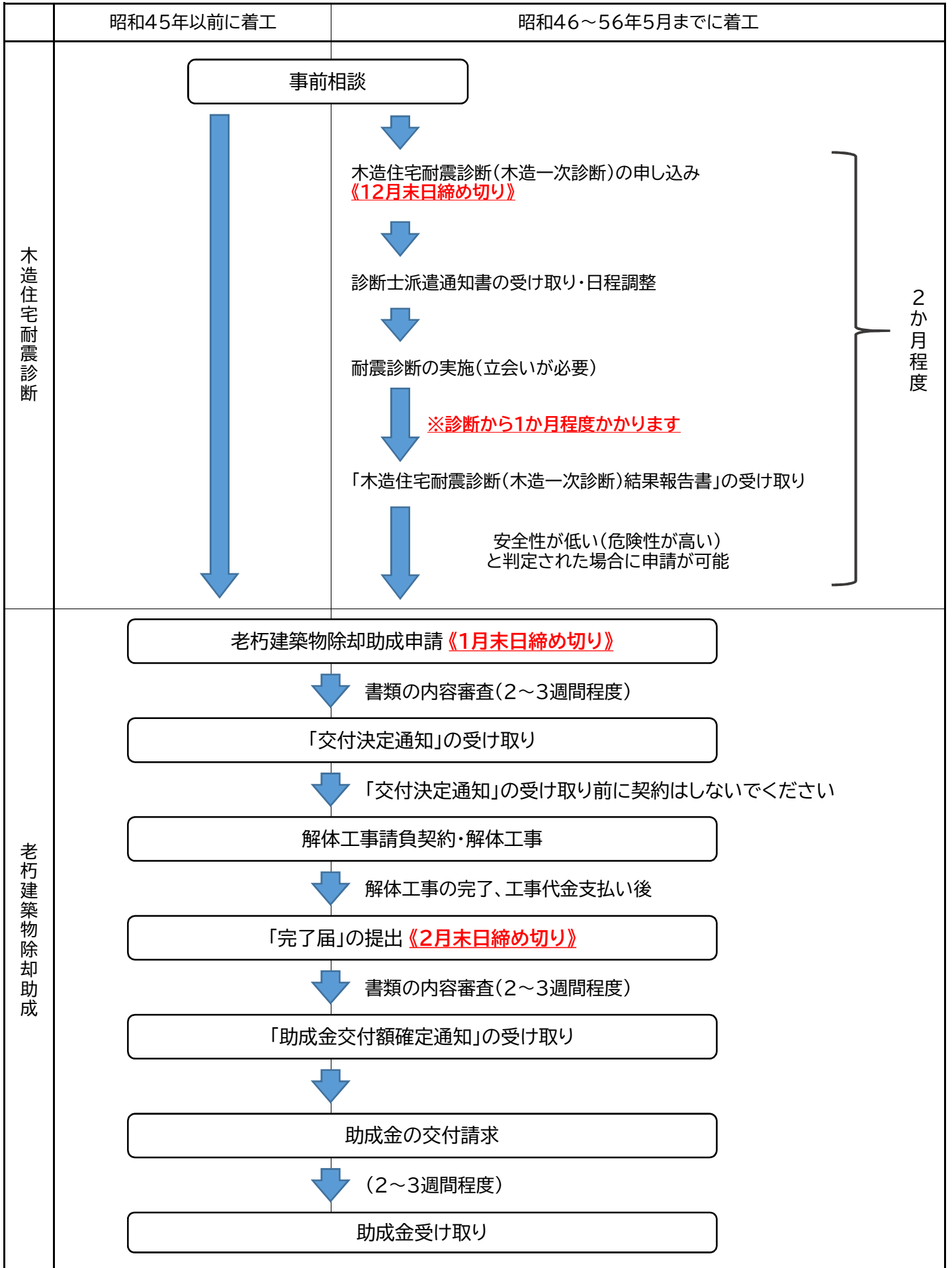
・3方向以上（解体着工前も解体後もなるべく同じ位置）から隣地建物や敷地が写るように全景を撮影してください。

・解体後の写真は、作業が全て完了し、残置物、重機、作業員等が写っていないものを提出してください。（地盤面より上部の建物が全て撤去されたことが確認できるもの）



老朽建築物除却助成・木造住宅耐震診断の手続きの流れ

※各受付の締め切り日にご注意ください



令和6年度（2024年度）版
『住民税納税証明書』または
『住民税非課税証明書』について

「老朽建築物除却助成制度」または「戸建て木造住宅二次診断助成制度」を受けようとする場合、申請者が住民税を完納していることが条件となります。

申請時に提出が必要な書類である「住民税納税証明書」または「非課税証明書」（発行日から3か月以内のものに限る）について、下記を参考にしてください。

なお、証明書は「証明する年度の1月1日現在の住所地」の区市町村（出張所でも可）で発行できます。提出はコピーでも可です。

令和6年4月1日から6月30日までに助成の申請をする場合

●**令和4年度（令和3年分）住民税納税証明書**をお取りください。

※証明する「年度」、「未納額0円」であることをご確認ください。

■住民税が非課税の方は、**令和4年度（令和3年分）住民税非課税証明書**をお取りください。

令和6年7月以降に助成の申請をする場合

●**令和5年度（令和4年分）住民税納税証明書**をお取りください。

※証明する「年度」、「未納額0円」であることをご確認ください。

■住民税が非課税の方は、**令和5年度（令和4年分）住民税非課税証明書**をお取りください。

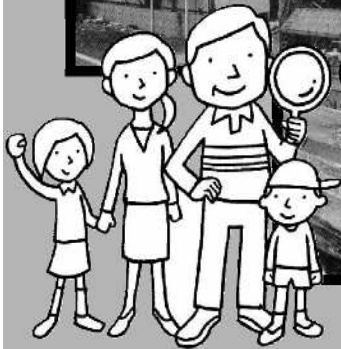
ご注意ください！

- ・住民税課税証明書⇒×（住民税の完納が確認できないため）
- ・令和6年度住民税納税証明書⇒×（これから住民税を納付、または納付済の場合でも、すぐに証明書に反映されずに未納額が表記されるため）

【お問い合わせ先】

江東区 都市整備部 安全都市づくり課 安全都市づくり係
電話：03-3647-9764（直通）

誰でもできる わが家の耐震診断



自分で守ろう
大事なわが家

監修 国土交通省住宅局
編集 財団法人 日本建築防災協会

問診1～10にある該当項目の評点を、評点の欄に記入して下さい。
(例えば、問診1の場合で自宅を新築したのが1985年でしたら、評点1となり、評点の欄に1と書込みます)

問診 5 建物の平面はどのような形ですか？ (1階の平面形状に着目します)

項目	評点
どちらかというと長方形に近い平面	1
どちらかというとLの字・Tの字など複雑な平面	0
よく分からない	0

説明 建物の平面形状が正方形・長方形に近い形状であることが望ましいです。L字・T字・凸凹した形状など複雑な平面形状は、地震の揺れを受けやすいため、評点を低くしています。L字・T字・凸凹した形状は、地震の揺れを受けやすいため、評点を低くしています。

問診 6 大きな吹き抜けがありますか？ (1辺の長さが4.0m以上かつ3か所に着目します)

項目	評点
一辺が4m以上の大きな吹き抜けはない	1
一辺が4m以上の大きな吹き抜けがある	0
よく分からない	0

説明 吹き抜けのある家は、地震の揺れを受けやすいため、評点を低くしています。吹き抜けのある家は、地震の揺れを受けやすいため、評点を低くしています。

問診 7 1階と2階の壁面が一致しますか？ (この家の外壁と2階の内壁の位置に着目します)

項目	評点
2階外壁の直下に1階の内壁または外壁があるまたは、平壁壁である	1
2階外壁の直下に1階の内壁または外壁がない	0
よく分からない	0

説明 2階外壁の直下に1階の内壁または外壁がある場合は、地震の揺れを受けやすいため、評点を低くしています。2階外壁の直下に1階の内壁または外壁がない場合は、地震の揺れを受けやすいため、評点を低くしています。

問診 8 壁の配置はバランスがとれていますか？ (1階部分の外壁に着目します)

項目	評点
1階外壁の東西南北どの面にも壁がある	1
1階外壁の東西南北各面の内、壁が全くない面がある	0
よく分からない	0

説明 壁の配置がバランスよくとれている場合は、地震の揺れを受けやすいため、評点を低くしています。壁の配置がバランスよくとれていない場合は、地震の揺れを受けやすいため、評点を低くしています。

耐震診断問診表



問診 1 建てたのはいつ頃ですか？

項目	評点
建てたのは1981年6月以降	1
建てたのは1981年5月以前	0
よく分からない	0

説明 1981年6月に建築基準法が改正され、行政基準の強化が行われました。1985年5月以降に建てられた家は、1981年以前に建てられた建物に比べて耐震性が向上しています。

以前
1981年5月
1981年6月
以降

問診 2 いままで大きな災害に見舞われたことはありますか？

項目	評点
大きな災害に見舞われたことがない	1
床下浸水・床上浸水・火災・車の突入事故・大地震・崖上崩落などの災害に遭遇した	0
よく分からない	0

説明 大きな災害に見舞われた場合は、耐震性が低下している可能性があります。大きな災害に見舞われた場合は、耐震性が低下している可能性があります。



問診 3 増築について

項目	評点
増築していない。または、建築確認など必要な手続きをして増築を行った。	1
必要な手続きを省略して増築し、または増築を2回以上繰り返している。増築時、壁や柱を一部撤去するなどした	0
よく分からない	0

説明 増築を行う場合は、建築確認などの手続きを行う必要があります。増築を行う場合は、建築確認などの手続きを行う必要があります。



問診 4 傷み具合や補修・改修について

項目	評点
傷んだところは無い。または、傷んだところはその都度補修している。健全であると思う	1
老朽化している。腐ったり口蓋の被害など不都合が発生している	0
よく分からない	0

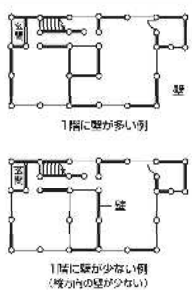
説明 建物の老朽化や被害の発生は、耐震性を低下させる可能性があります。建物の老朽化や被害の発生は、耐震性を低下させる可能性があります。



問診 9 屋根葺材と壁の多さは？

項目	評点
瓦など比較的重い屋根葺材であるが、1階に壁が多い。または、スレート・鉄板葺・銅板葺など比較的軽い屋根葺材である	1
和瓦・洋瓦など比較的重い屋根葺材で、1階に壁が少ない	0
よく分からない	0

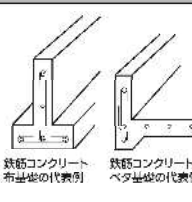
説明 屋根葺材の重さや壁の多さは、地震の揺れを受けやすさを左右します。屋根葺材の重さや壁の多さは、地震の揺れを受けやすさを左右します。



問診 10 どのような基礎ですか？

項目	評点
鉄筋コンクリートの布(ゆの)基礎またはベタ基礎・杭基礎	1
その他の基礎	0
よく分からない	0

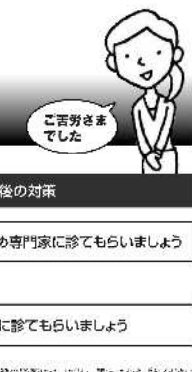
説明 鉄筋コンクリートの布基礎やベタ基礎、杭基礎は、地震の揺れを受けやすいため、評点を高くしています。鉄筋コンクリートの布基礎やベタ基礎、杭基礎は、地震の揺れを受けやすいため、評点を高くしています。



判定 問診1～10の評点を合計します

評点合計	判定・今後の対策
10点	ひとまず安心ですが、念のため専門家に診てもらいましょう
8～9点	専門家に診てもらいましょう
7点以下	心配ですので、早めに専門家に診てもらいましょう

説明 評点合計が7点以下の場合は、早急に専門家に診てもらいましょう。評点合計が7点以下の場合は、早急に専門家に診てもらいましょう。



別記第1号様式（第6条関係）

住所と氏名：
全部事項証明書（建物）等の
所有者氏名・住所と一致していない場合、
別途書類（住民票等）提出が必要

年 月 日

江東区長 殿

申請者（所有者）

住 所
氏 名
電 話

氏名：
自署（または記名押印）
※本人が署名した場合は
押印省略可

印

江東区老朽建築物除却助成金交付申請書

江東区老朽建築物除却助成金交付要綱第6条の規定に基づき、江東区老朽建築物除却助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

地番ではないので注意

建築物所在地	江東区 (住居表示)		
建築物名称	例) 戸建住宅の場合、「〇〇邸or宅」 共同住宅の場合、「〇〇荘」、アパート名等		
建築物時期	年 月	延べ面積	m ²
建築物用途	専用住宅・併用住宅 ()・共同住宅・長屋		
構造・規模	木造 地下 階 ・ 木造及び鉄骨造による混構造 地上 階		
備 考			受付 第 号

現況の延べ面積を記載
※登記面積≠現況面積の
ケースが多いので注意

※ 建築物用途及び構造は、該当するものに○をしてください。

※ 併用住宅の場合は、住宅以外の用途を () 内に記載してください。

(例：店舗、事務所)

(第6条関係)

年 月 日

江東区長 殿

申請者 (所有者)

住 所

氏 名

連絡先

氏名:
自署 (または記名押印)
※本人が署名した場合は
押印省略可

印

- ・昭和45年以前建築の場合に提出必要
- ・昭和46～56年建築の場合は提出不要
代わりに木造住宅一次診断結果報告書の提出必要

耐震診断問診結果報告書

江東区老朽建築物除却助成要綱第6条の規定に基づき、除却する建築物の耐震性の確認を実施したので、下記のとおり報告します。

記

別添「誰でもできるわが家の耐震診断」を見て記入 (0点または1点) のこと

問診	項 目	評点
1	建てたのはいつ頃ですか？	
2	いままでに大きな災害に見舞われたことはありますか？	
3	増築について	
4	傷み具合や補修・改修について	
5	建物の平面はどのような形ですか？	
6	大きな吹き抜けがありますか？	
7	1階と2階の壁面が一致しますか？	
8	壁の配置はバランスがとれていますか？	
9	屋根葺材と壁の多さは？	
10	どのような基礎ですか？	
判定	問診1～10の合計	

※「誰でもできるわが家の耐震診断」(日本建築防災協会)により問診すること。

土地が借地、共有者がいる場合に提出必要

老朽建築物等の除却に関する土地所有者の承諾書

承諾を得た日付

年 月 日

江東区長 あて

氏名：
自署（または記名押印）
※本人が署名した場合は押印省略可
※法人の場合、必ず記名押印

土地所有者（地主・申請者以外の共有者）

住所

氏名 印

連絡先

申請者名

私は、下記表示の土地にある建物を 申請者（代表者） が

除却をすることについて承諾しております。

土地面積（登記上）を記載
（建物の面積ではないので注意）

1. 土地の所在地（住居表示）

所在地

地積 平方メートル

（土地の一部を賃貸している場合、上記のうち 平方メートル）

2. 申請者（代表者）から見た続柄

ア 祖父母 イ 父母 ウ 子 エ 兄弟姉妹

オ 配偶者 カ 配偶者の父母 キ その他

建物の共有者がいる場合に提出必要

同意を得た日付

老朽建築物等の除却に関する建物所有者の同意書

年 月 日

江東区長 あて

氏名：
自署（または記名押印）
※本人が署名した場合は押印省略可
※法人の場合、必ず記名押印

建物所有者（申請者以外の共有者）

住所

氏名 印

連絡先

私は、下記表示の建物を 申請者（代表者） が除却し、

助成金を受領することについて同意しております。

記

現況の延べ面積を記載
※登記面積≠現況（見積）面積の
ケースが多いので注意

1. 建物の所在地（住居表示）

所在地
延べ面積 平方メートル

2. 申請者（代表者）から見た続柄

ア 祖父母 イ 父母 ウ 子 エ 兄弟姉妹
オ 配偶者 カ 配偶者の父母 キ その他

(参考様式)

申請者以外の方が手続きする場合に必要

記入例

委任状

委任した日付

江東区長 殿

氏名:
自署 (または記名押印)
※本人が署名した場合は
押印省略可

令和 年 月 日

申請者 (委任者) 住所

氏名

印

電話

私 (委任者) は、次の建物に係る以下の事項に関する権限について、下記の者を代理人 (受任者) と定め、委任します。

(建物所在地)

江東区

該当する項目にチェックを入れる
老朽建築物除却助成は1または2
木造住宅一次診断は3

(住居表示)

(委任事項: 老朽建築物除却助成)

- 1. 江東区老朽建築物除却助成金交付要綱に基づく手続きに関する一切の件
- 2. 江東区老朽建築物除却助成金交付要綱に基づく申請の手続きに関する次に掲げる件
 - 同要綱第 6 条の申請書提出に関する件
 - 同要綱第 9 条の内容変更申請書提出に関する件
 - 同要綱第 11 条の完了届提出に関する件
 - 同要綱第 12 条の助成金請求書兼口座振替依頼書提出に関する件

(委任事項: 耐震助成)

- 3. 江東区民間建築物耐震改修等助成要綱に基づく手続き
- 4. 江東区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱に基づく手続き

※1. 個人が受任する場合は左側欄に記載
法人が受任する場合は右側欄に記載
※両方に記載しないこと

さい。チェックは1つのみ有効です。

記

代理人 (受任者)

【個人が受任する場合】

【法人が受任する場合】

現住所

所在地

個人氏名

氏名

法人名

電話

押印不要

代表者名

代表取締役名、支店長名等
肩書も記載

電話

押印不要

担当者

連絡先

※個人欄、法人欄のいずれかに記載してください

(参考様式)

江東区長 殿

令和 年 月 日

委任状がある場合は
受任者（代理人）でも可

申請者又は受任者（代理人）

氏名 _____ 印

下記書類がコピーの場合に提出必要

宣誓書

氏名：
自署（または記名押印）
※本人が署名した場合は
押印省略可

以下の提出書類について、原本と相違ないことを宣誓いたします。

- 全部事項証明書（土地・建物）
- 公図
- 納税証明書又は非課税証明書
- 住民票
- 戸籍謄本又は戸籍附票

該当する書類にチェック

別記第1号様式（第5条関係）

除却する建物の所有者の氏名

年 月 日

江 東 区 長あて

フリガナ
申請者
氏 名

申請者（〒 - ）

住 所 丁目 番 号

建築年数が昭和46年～56年5月の場合、
申請、診断実施が必要

先（ ）

木造住宅耐震診断士派遣申請書

江東区民間建築物耐震改修等助成要綱第5条第1項の規定に基づき、木造住宅耐震診断士の派遣を下記のとおり申請します。なお、本申請による耐震診断のために必要な、区が保有する建築確認に関する情報の利用に同意します。

除却（診断）する建物の住居表示

所在地 (住居表示)	江東区 丁目 番 号		
建築時期	昭和 年 月	建築確認通知の 年月日・番号	昭和 年 月 日・第 号
建築物用途	戸建て住宅 ・ 併用住宅 ・ 共同住宅 ・ 長		
面積	1階床面積	2階床面積	建築確認の情報： 不明の場合、未記入でも可
	m ²	m ²	
図面の有無	有 ・ 無		受付 第 号
備 考	面積：おおよその数値でも可		